

平成27年6月4日

株 主 各 位

大阪府東大阪市岩田町2丁目3番1号

タツタ電線株式会社

代表取締役 木 村 政 信
社長

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までには到着するよう折り返しご送付ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府東大阪市岩田町2丁目3番1号
当会社 本社3階大会議室

3. 目的事項

報 告 事 項

第91期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人

および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第1号議案 定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行について）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tatsuta.co.jp>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における我が国経済は、消費税増税の影響および円安に伴う輸入品価格の上昇による個人消費の低迷等があったものの、比較的好調な企業収益や雇用・賃金環境の改善等により、総じて緩やかな景気回復基調で推移いたしました。その一方で、中国経済の減速懸念や長期に及ぶ欧州経済の停滞等の我が国経済に影響を与えるリスク要因が存在し、個人消費が引き続き低迷していること等もあって、依然先行き不透明感が拭えない状況が続いております。

この間における我が国の銅電線需要量は、自動車向けが弱含みで推移し、電力向けおよび電気機械向けがほぼ横ばいとなった一方で、建設・電販向けが比較的堅調に推移したため、全体としては前年を若干上回るものとなりました。また、電子材料分野については、スマートフォン等の携帯端末向け需要について、中国系ブランド向け需要の着実な伸展および有力ハイエンドモデル端末の好調な販売に支えられ、引き続き順調に推移しました。

当期において当社グループは、このような環境下において引き続き効率的な生産・販売活動を推進するとともに、将来を見据えた研究開発および新規事業開発に注力する等、中長期的視点に立った事業全般にわたる競争力の強化のための各種施策を進めてまいりました。

この結果、当期の連結売上高は550億2千8百万円（前年度比7.5%増）、連結営業利益は53億7千4百万円（前年度比14.7%増）、連結経常利益は54億6千2百万円（前年度比12.7%増）、連結純利益は33億4千9百万円（前年度比0.6%増）となりました。

次に、事業セグメント別の概況をご報告申し上げます。

<電線・ケーブル事業>

電線・ケーブル事業の売上高は、銅建値が依然高水準を維持する中、建設・電販などインフラ分野向けの販売が堅調に推移したとともに、連結会社の増加に伴う売上高増等により、310億5千4百万円（前年度比5.1%増）となり、営業利益は5億2千4百万円（前年度比6.6%増）となりました。

<電子材料事業>

主要製品である機能性フィルム等の導電機能性材料の販売は、競合環境の激化に伴う販売価格の低下はあったものの、引き続き高水準の需要伸長が図られた状況のもと、売上高は225億2千8百万円（前年度比11.2%増）となりました。また、営業利益については、製品ラインナップ拡大のための試作費用および各種事業開発関連費用等コスト面での増加はありましたが、53億3千6百万円（前年度比13.6%増）となりました。

<その他>

環境分析事業および機器システム事業などの既存事業が堅調に推移した中、医療機器向け光関連部品の販売伸長により、売上高は14億7千万円（前年度比4.1%増）、営業利益は2億5百万円（前年度比102.4%増）となりました。

なお、事業セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

セグメント	平成25年度 (第90期)		平成26年度 (当期) (第91期)		前期比増減
	売上高	構成比	売上高	構成比	
電線・ケーブル事業	29,533 百万円	57.7%	31,054 百万円	56.4%	5.1%
電子材料事業	20,256 百万円	39.6%	22,528 百万円	40.9%	11.2%
その他	1,412 百万円	2.7%	1,470 百万円	2.7%	4.1%
調整額	△23 百万円	△0.0%	△25 百万円	△0.0%	7.4%
合計	51,179 百万円	100.0%	55,028 百万円	100.0%	7.5%

(2) 対処すべき課題

当社グループは、創業以来の基幹事業である電線・ケーブル事業および現在の屋台骨に育った電子材料事業をコア事業とし、次代を担う事業開発にも継続的かつ積極的に取り組むことにより、中長期的な経営基盤の安定化、発展に努めてまいります。

また、品質・コスト・納期・サービスの各面で顧客評価No.1を目指すとともに、地球環境の保全に取り組み、顧客、株主、地域社会その他あらゆるステークホルダー（利害関係者）から信頼される企業活動を通じて、社会の発展に寄与することを経営の基本方針としております。

電線・ケーブル事業については、インフラ向け電線分野での各種コストダウンの継続推進による一層の収益基盤の底上げを図るとともに、FA等機器用向け電線分野において、海外を含むグループ会社との連携強化による事業体制の整備・強化を進めることにより、足下収益水準の底上げおよび将来の事業拡大に向けた諸施策を積極的に推進してまいります。

電子材料事業においては、最終製品であるスマートフォン等携帯端末の高成長が一服した状況のもと、エンドメーカーおよびそのサプライチェーンを含む世界的な勢力図の変化が徐々に進んでおります。こうした中であって、当社は当該用途向け各種関連材料分野のうちの世界トップメーカーの一つとして、的確な施策遂行により高シェアを確保し続けてきており、今後も当該シェアの維持を最大課題と位置づけた事業展開を図ります。このため、製品ラインナップの充実を含む顧客ニーズへの迅速、的確な対応を引き続き推進するとともに、製造をはじめとする各種コストダウンの取組みを本格化させることにより、製品競争力の一層の強化と収益力の確保に取り組んでまいります。

以上のほか、その他電子材料製品の事業伸長策を着実かつ計画的に進めるとともに、当社のもつコア要素技術を基礎とした周辺分野および新規分野での各種事業開発を積極的に展開していくことにより、持続的発展を可能とする事業体制の構築を図ります。

株主各位の一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当期の設備投資の総額は、13億3千2百万円となりました。主な設備投資は、電線・ケーブル事業および電子材料事業における効率化投資等であります。

(4) 資金調達状況

当期中、増資あるいは社債発行による資金調達や新たな借入は行っておりません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成23年度 (第 88 期)	平成24年度 (第 89 期)	平成25年度 (第 90 期)	平成26年度(当期) (第 91 期)
売上高	45,809 百万円	46,411 百万円	51,179 百万円	55,028 百万円
経常利益	3,347 百万円	5,859 百万円	4,847 百万円	5,462 百万円
当期純利益	1,877 百万円	2,780 百万円	3,331 百万円	3,349 百万円
1株当たり当期純利益	29.43 円	43.59 円	52.22 円	52.52 円
総資産	33,960 百万円	38,668 百万円	42,174 百万円	44,673 百万円
純資産	27,130 百万円	29,533 百万円	31,521 百万円	34,795 百万円
1株当たり純資産	425.28 円	462.98 円	494.06 円	545.50 円

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
中国電線工業株式会社	90 百万円	100.0 %	電線の製造、加工および販売
立井電線株式会社	50	75.0	電線の製造、加工および販売
株式会社タツタ環境分析センター	10	100.0	環境に係わる測定、分析
タツタ ウェルフェアサービス株式会社	10	100.0	工場施設等の清掃および物品管理業務等
常州拓自达恰依納電線有限公司	1,500	100.0	電線の製造、加工および販売
TATSUTA ELECTRONIC MATERIALS MALAYSIA SDN. BHD.	281	100.0	ボンディングワイヤの製造および販売

(7) 主要な事業内容

区 分	内 容
電線・ケーブル事業	裸線、ケーブル（電力用、光・通信用）、電線・ケーブル付属品等の製造、販売および工事の設計、請負
電子材料事業	電子材料（導電機能性材料、ボンディングワイヤ等）の製造、販売
その他の	光部品関連製品等、機器システム製品の製造、販売および環境分析事業

(8) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大阪府東大阪市	札幌営業所	北海道札幌市
東京支店	東京都港区	仙台営業所	宮城県仙台市
名古屋支店	愛知県名古屋市	大阪工場	大阪府東大阪市
広島支店	広島県広島市	京都工場	京都府福知山市
福岡支店	福岡県福岡市	タツタテクニカル センター	京都府木津川市

(注) 平成27年4月1日付をもって、仙台営業所を廃止いたしました。

② 子会社

名 称	所 在 地
中国電線工業株式会社	大阪府藤井寺市
立井電線株式会社	兵庫県加東市
株式会社タツタ環境分析センター	大阪府東大阪市
タツタ ウェルフェアサービス株式会社	大阪府東大阪市
常州拓自達恰依納電線有限公司	中 国
TATSUTA ELECTRONIC MATERIALS MALAYSIA SDN. BHD.	江蘇省常州市 マレーシア セランゴール州

(9) 従業員の状況

	従業員数	前期末比増減
男 性	625名	—
女 性	94名	12名増
合 計	719名	12名増

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金 百万円
株式会社りそな銀行	600
三菱UFJ信託銀行株式会社	300
日本生命保険相互会社	150
株式会社三井住友銀行	98
株式会社みずほ銀行	98

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 156,693,000株
- (2) 発行済株式の総数 70,156,394株（自己株式 6,369,775株を含む。）
- (3) 株 主 総 数 9,907名

(注) 前期末に比べ1,986名増加しました。

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
J X ホールディングス株式会社	22,739	35.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,239	3.51
住友金属鉱山株式会社	1,921	3.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,532	2.40
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140030	1,245	1.95
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,179	1.85
稗 田 豊	1,015	1.59
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	944	1.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	765	1.20
タ ツ タ 電 線 共 栄 会	563	0.88

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式6,369,775株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏名	会社における地位および担当	重要な兼職の状況	
木村政信 橋本和博	代表取締役社長 代表取締役 副社長執行役員 社長補佐（全般） システム・エレクトロニクス事業本部管掌 システム・エレクトロニクス事業本部長 機器用電線事業部管掌	中国電線工業株式会社代表取締役社長 常州拓自達恰依納電線有限公司董事長	
門脇信好	取締役 常務執行役員	中国電線工業株式会社代表取締役社長 常州拓自達恰依納電線有限公司董事長	
三村弘治	取締役 常務執行役員	通信電線事業本部管掌 通信電線事業本部長 同事業本部営業総括部長、同部東京支店長	
中野紳一郎	取締役 常務執行役員	監査室管掌 総務部門管掌 総務部門長 総務部 総務・人事担当部長 総務部 購買担当部長	タツタ ウェルフェアサービス株式会社代表取締役社長
西川清明	取締役 常務執行役員	技術部門管掌 通信電線事業本部管掌 技術部門長 通信電線事業本部副事業本部長、同事業本部生産総括部長、同部生産管理部長	
柴田徹也	取締役 常務執行役員	総務部門管掌 システム・エレクトロニクス事業本部管掌 総務部門副部門長 総務部 経理・財務担当部長、同部企画担当部長 システム・エレクトロニクス事業本部副事業本部長	TATSUTA ELECTRONIC MATERIALS MALAYSIA SDN. BHD. 取締役
檀上芳郎	取締役	株式会社タツタ環境分析センター代表取締役社長	
高橋靖彦	取締役	中国電線工業株式会社取締役 常州拓自達恰依納電線有限公司総経理	
津田多聞	取締役	津田公認会計士事務所代表 株式会社テクノアソシエ監査役 新田ゼラチン株式会社監査役	

氏名	会社における地位および担当	重要な兼職の状況
平井洋行	常勤監査役	J X日鉱日石金属株式会社電 材加工事業本部総括室長 株式会社丸運監査役 J Xホールディングス株式会 社監査部長
小笠原亨	常勤監査役	
吉濱浩一	監査役	
三浦貴彦	監査役	

- (注) 1. 取締役津田多聞氏は社外取締役であります。
2. 監査役小笠原亨、吉濱浩一および三浦貴彦の3氏は社外監査役であります。
3. 監査役吉濱浩一氏は、企業の経理部門の管理者の経験を有し、企業会計および財務に関する豊富な経験と高い見識を持っております。
4. 当社は、社外取締役津田多聞および社外監査役吉濱浩一の両氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届出ております。
5. 当期中の退任監査役は、次のとおりであります。

氏名	退任時の会社における地位および担当	退任年月日
津田多聞	監査役	平成26年6月27日(辞任)
合田清	監査役	平成26年6月27日(辞任)

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役10名 249百万円 (うち社外1名5百万円)

監査役6名 43百万円 (うち社外5名21百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給分とは含まれておりません。
2. 当社は、平成18年6月29日開催の第82期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額360百万円以内(使用人兼務取締役の使用人給分を含まない)、平成26年6月27日開催の第90期定時株主総会において、監査役の報酬額を年額56百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役津田多聞氏は、津田公認会計士事務所の代表であり、株式会社テクノアソシエおよび新田ゼラチン株式会社の社外監査役であります。いずれについても当社との間には特段の取引関係はありません。社外監査役小笠原亨氏は常勤監査役であり、他社等の兼職先はありません。社外監査役吉濱浩一氏は、J X日鉱日石金属株式会社の社員であり、同社は当社の発行済株式の約3分の1を保有する大株主であるJ Xホールディングス株式会社の関係会社であります。同社と当社との間には特段の取引関係はありません。なお、同氏は、株式会社丸運の社外監査役であり、同社と当社との間には製品運送等の取引関係があります。また、社外監査役三浦貴彦氏は、J Xホールディングス株式会社の社員であります。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会のうち、津田取締役は取締役就任後の10回中10回すべてに出席しております。

当事業年度に開催した取締役会のうち、小笠原監査役は監査役就任後の10回中10回、吉濱監査役は13回中12回、三浦監査役は監査役就任後の10回中9回、それぞれ出席しており、適宜質問し、意見を述べています。また、当事業年度の監査役会には、小笠原監査役は監査役就任後の10回中10回、吉濱監査役は14回中13回、三浦監査役は監査役就任後の10回中9回、それぞれ出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項の協議を行っております。吉濱監査役および三浦監査役は、欠席した取締役会および監査役会についても、常勤監査役から会議の決議事項等について説明を受け、内容の把握に努めております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役津田多聞氏、社外監査役小笠原亨氏、社外監査役吉濱浩一氏および社外監査役三浦貴彦氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が限定する最低責任限度額であります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	30百万円
ロ	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	0百万円
	合計	30百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、株式取得に関する合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
30百万円

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合に、解任または不再任について検討・審議いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社の取締役および従業員（嘱託員、臨時員等を含む）は、職務の執行に当たり、関連法令ならびに当社定款、企業行動規範、行動基準および個別の社内規程等を遵守する。

イ. 内部監査組織である監査室は、内部監査規程および監査計画に基づき、会計監査人、監査役との緊密な連携を保ちつつ、取締役および従業員の法令・定款遵守状況を含む各監査を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに、改善事項等がある場合には当該部門に指示する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る稟議書、議事録等の文書その他の情報については、法令および文書取扱規程等に従い、適切に作成、保存および管理（廃棄を含む。）を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視および全社的対応はリスク管理委員会および総務部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役会は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、半期毎の予算を決定し、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

イ. 各部門を担当する取締役は、予算および中期経営計画に基づき、各部門が実施すべき具体的な施策および権限配分を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。

ウ. 取締役、常勤監査役、指名された執行役員等で構成する経営役員会を原則として毎月第2週および第3週に開催し、業務遂行に関わる重要案件の審議、報告、連絡、調整等を行う。

エ. 各部門を担当する取締役は、月次の業績および半期の収支見通しを毎月取締役会に報告する。

オ. 取締役会は、この報告をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、業務の効率化を実現する。

- ⑤ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 内部統制システムの構築は、子会社を含めた「タツタ電線グループ」として厳正に運用し、内部統制委員会がこれに当たる。
 - イ. 原則として総務部が子会社を所管し、子会社の一定の事項については、当社の経営役員会または取締役会において承認する。
 - ウ. 子会社の取締役を兼務する取締役が、子会社の月次の業績および半期の収支見通しを毎月取締役会に報告する。
 - エ. 当社の監査室は、子会社の業務の適正を確保するための監査を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査室は、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、監査役に報告する。監査役会は、監査室の人事異動について事前に報告を受け、必要がある場合は人事異動の変更を申し入れることができる。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ア. 取締役は、職務の執行状況を定期的に監査役に報告するとともに、法令・定款違反またはそのおそれが生じたときは速やかに監査役に報告する。
 - イ. 従業員は、監査役求めにより往査に応じるとともに、法令・定款違反またはそのおそれが生じたときは速やかに上司を通じて監査役に報告する。
- ⑧ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役は、監査役が取締役会、経営役員会への出席等を通じて取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人、内部監査担当部署との緊密な連携を保ち、かつ、会計監査人の監査を活用し、効率的な監査が実施できるよう適切かつ必要な環境整備を行う。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社の持続的な成長により中長期的に株主価値を向上させることを目標とし、事業実態、業績の動向および将来の発展に向けた設備投資のあり方を総合的に勘案したうえで、安定的な配当を継続することを配当の基本方針としております。当期の期末配当につきましては、1株当たり2円増配して7円とし、年間配当額は、先に実施した中間配当と合わせ、1株当たり12円といたしました。

(本事業報告中の記載数字は、金額および株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。)

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産	の 部	負 債	の 部
	百万円		百万円
流 動 資 産	30,339	流 動 負 債	7,827
現金及び預金	951	買掛金	3,704
受取手形	1,044	短期借入金	713
売掛金	12,357	1年内返済予定の長期借入金	236
製品	1,581	未払金	836
仕掛品	3,932	未払費用	932
原材料及び貯蔵品	505	未払法人税等	1,234
前払費用	17	預り金	28
繰延税金資産	210	その他の流動負債	141
短期貸付金	9,300		
未収入金	291	固 定 負 債	1,772
その他の流動資産	146	長期借入金	1,010
		退職給付引当金	28
固 定 資 産	13,042	環境対策引当金	179
有形固定資産	8,954	製品保証引当金	9
建物	3,746	事業構造改善引当金	277
構築物	520	資産除去債務	192
機械装置	1,338	その他の固定負債	75
車両運搬具	5		
工具器具備品	360	負債の部合計	9,600
土地	2,683	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	299	株 主 資 本	33,520
		資 本 金	6,676
無形固定資産	129	資 本 剰 余 金	4,726
ソフトウェア	120	資本準備金	1,076
ソフトウェア仮勘定	1	その他資本剰余金	3,649
施設利用権	4	利 益 剰 余 金	23,702
その他	4	利益準備金	883
		その他利益剰余金	22,818
投資その他の資産	3,957	配当引当積立金	1,128
投資有価証券	487	研究開発積立金	1,600
関係会社株式	2,002	価格変動積立金	300
関係会社長期貸付金	438	設備合理化積立金	1,000
長期前払費用	15	固定資産圧縮積立金	437
前払年金費用	800	特別償却準備金	57
繰延税金資産	148	別途積立金	2,915
その他の投資	74	繰越利益剰余金	15,381
貸倒引当金	△9	自 己 株 式	△1,584
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	261
		その他有価証券評価差額金	174
		繰延ヘッジ損益	86
資 産 合 計	43,381	純資産の部合計	33,781
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	43,381

損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

科 目	金	額
売 上 高	百万円	51,215 百万円
売 上 原 価		38,718
売 上 総 利 益		12,497
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,034
営 業 利 益		5,462
営 業 外 収 益		219
受 取 利 息 及 び 配 当 金	67	
雑 収 入	151	
営 業 外 費 用		89
支 払 利 息	11	
雑 支 出	77	
経 常 利 益		5,593
特 別 利 益		180
固 定 資 産 売 却 益	180	
税 引 前 当 期 純 利 益		5,773
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,889	
法 人 税 等 調 整 額	△12	1,876
当 期 純 利 益		3,897

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資 本 備 金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金		
当 期 首 残 高	6,676	1,076	3,649	883	19,575	△1,583	30,277
会計方針の変更による累積的影響額					△15		△15
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,676	1,076	3,649	883	19,559	△1,583	30,261
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△637		△637
当 期 純 利 益					3,897		3,897
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分			0			0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	—	3,259	△0	3,258
当 期 末 残 高	6,676	1,076	3,649	883	22,818	△1,584	33,520

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	111	△43	67	30,344
会計方針の変更による累積的影響額				△15
会計方針の変更を反映した当期首残高	111	△43	67	30,329
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△637
当 期 純 利 益				3,897
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	63	130	193	193
当 期 変 動 額 合 計	63	130	193	3,452
当 期 末 残 高	174	86	261	33,781

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式…移動平均法による原価法。

その他有価証券

時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの… 移動平均法による原価法。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附(リース資産を除く)属設備を除く)については定額法。

無形固定資産…ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可(リース資産を除く)能期間(5年)に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については定額法。

リース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金…売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

環境対策引当金…「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理に係る費用の支出に備えるため、その処理費用見積額を計上しております。

製品保証引当金…納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

事業構造改善引当金…電線・ケーブル事業構造改善のため、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. 重要なヘッジ会計の方法
(イ) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
- (ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象
当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。
- | | |
|---------|----------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
| 為替予約取引 | 外貨建金銭債権等 |
| 商品先物取引 | 原材料 |
- (ハ) ヘッジ方針
為替予約取引、商品先物取引は、社内規定に基づき、ヘッジ対象にかかる為替相場変動リスク及び原材料の価格変動リスクを回避するために行っております。
- (ニ) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
8. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
9. 連結納税制度の適用
当社を親法人、子会社3社を子法人とする連結納税制度を適用しております。
10. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が23百万円増加し、利益剰余金が15百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 有形固定資産の減価償却累計額		23,064百万円
2. 保証債務		
従業員の住宅資金等の銀行借入金		1百万円
3. 関係会社に対する金銭債権	短期	1,340百万円
関係会社に対する金銭債務	短期	786百万円
	長期	1百万円

損益計算書に関する注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

関係会社との取引高	売上高	1,032百万円
	営業費用	299百万円
	営業取引以外の取引高	73百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	6,369,775株
------	------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
未払賞与	137
退職給付引当金	311
ゴルフ会員権評価損	24
事業税	101
環境対策引当金	56
製品保証引当金	3
減損損失	221
資産除去債務	62
事業構造改善引当金	89
その他	67
繰延税金資産小計	1,073
評価性引当額	△154
繰延税金資産合計	919
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△208
退職給付信託設定益	△214
特別償却準備金	△27
その他有価証券評価差額金	△66
繰延ヘッジ損益	△42
繰延税金負債合計	△559
繰延税金資産の純額	359

(注) 「所得税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.06%、平成28年4月1日以降のものについては32.26%にそれぞれ変更されております。その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が31百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が40百万円増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	中国電線工業㈱	大阪府藤井寺市	90	電線・ケーブルの生産、販売	100	資金貸借 役員の兼任	資金貸借	421	借入金	610
							支払利息	1	未払利息	0
子会社	立井電線㈱	兵庫県加東市	50	電線・ケーブルの生産、販売	75	資金貸借 役員の兼任	資金貸借	1,400	貸付金	1,400
							受取利息	5	未収利息	3

兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社の子会社	パンパンフィック・カットパ一㈱	東京都港区	104,650	電気銅・硫酸、貴金属等の生産、販売	—	原料銅等の仕入	原料仕入	9,756	買掛金	12
その他の関係会社の子会社	JX日鉱日石ファイナンス㈱	東京都港区	400	貸金業	—	資金運用	貸付金	7,694	貸付金	8,173
							受取利息	12		

- (注) 1. 貸付金の利率については、貸付時の市場金利を参考にして交渉の上、決定しております。
2. 借入金の利率については、借入時の市場金利をもとに決定しております。
3. 原料銅等の購入については各社から提示された価格により、通常行われている価格を参考にして交渉の上、決定しております。
4. 上記取引額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
(中国電線工業㈱、立井電線㈱及びJX日鉱日石ファイナンス㈱の期末残高を除く)
5. 資金貸借および貸付金の取引金額は、期中の平均残高を記載しております。
(立井電線㈱の取引金額を除く)

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 529円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 61円10銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月15日

タツタ電線株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 壽俊 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田林一毅 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タツタ電線株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】	百万円	【負債の部】	百万円
流動資産	32,403	流動負債	7,638
現金及び預金	2,029	支払手形及び買掛金	3,929
受取手形及び売掛金	14,828	1年内返済予定の長期借入金	246
製 品	1,771	リ ー ス 債 務	2
仕 掛 品	4,087	未 払 金	964
原材料及び貯蔵品	776	未 払 費 用	1,041
繰延税金資産	252	未 払 法 人 税 等	1,245
短期貸付金	8,173	そ の 他	209
そ の 他	483		
貸倒引当金	△1		
固定資産	12,270	固定負債	2,239
有形固定資産	10,488	長期借入金	1,050
建物及び構築物	4,552	リ ー ス 債 務	4
機械装置及び運搬具	1,629	退職給付に係る負債	329
工具器具備品	427	総合設立厚生年金基金引当金	106
土地	3,559	環境対策引当金	179
リース資産	6	製品保証引当金	9
建設仮勘定	313	事業構造改善引当金	277
		資産除去債務	208
		そ の 他	74
無形固定資産	241		
ソフトウェア	128		
ソフトウェア仮勘定	1		
施設利用権	4		
の れ 他	101		
そ の 他	5		
投資その他の資産	1,540	負債合計	9,878
投資有価証券	713	【純資産の部】	
長期前払費用	47	株主資本	34,627
退職給付に係る資産	455	資 本 金	6,676
繰延税金資産	236	資本剰余金	4,536
そ の 他	97	利益剰余金	24,998
貸倒引当金	△9	自己株式	△1,584
		その他の包括利益累計額	168
		その他有価証券評価差額金	234
		繰延ヘッジ損益	86
		為替換算調整勘定	90
		退職給付に係る調整累計額	△242
		純資産合計	34,795
資産合計	44,673	負債・純資産合計	44,673

連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売 上 高		55,028
売 上 原 価		41,679
売 上 総 利 益		13,349
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,974
営 業 利 益		5,374
営 業 外 収 益		224
受 取 利 息 及 び 配 当 金	24	
雑 収 入	199	
営 業 外 費 用		136
支 払 利 息	40	
雑 支 出	96	
経 常 利 益		5,462
特 別 利 益		215
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	
固 定 資 産 売 却 益	214	
特 別 損 失		375
減 損 損 失	300	
固 定 資 産 除 却 損	67	
工 場 等 移 転 費 用	7	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,302
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,966	
法 人 税 等 調 整 額	△7	
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		3,343
少 数 株 主 損 失		△6
当 期 純 利 益		3,349

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,676	4,536	22,302	△1,583	31,931
会計方針の変更による累積的影響額			△15		△15
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,676	4,536	22,286	△1,583	31,915
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△637		△637
当 期 純 利 益			3,349		3,349
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	0	2,712	△0	2,711
当 期 末 残 高	6,676	4,536	24,998	△1,584	34,627

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 勘 定 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	152	△43	99	△624	△416	6	31,521
会計方針の変更による累積的影響額							△15
会計方針の変更を反映した当期首残高	152	△43	99	△624	△416	6	31,505
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△637
当 期 純 利 益							3,349
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	81	130	△9	381	584	△6	578
当 期 変 動 額 合 計	81	130	△9	381	584	△6	3,289
当 期 末 残 高	234	86	90	△242	168	－	34,795

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 6社 中国電線工業株式会社
株式会社タツタ環境分析センター
タツタ ウェルフェアサービス株式会社
常州拓自達恰依納電線有限公司
TATSUTA ELECTRONIC MATERIALS MALAYSIA SDN. BHD.
立井電線株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、常州拓自達恰依納電線有限公司及びTATSUTA ELECTRONIC MATERIALS MALAYSIA SDN. BHD.の決算日は、12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。

時価のないもの… 移動平均法による原価法。

・デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

・棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却方法

・有形固定資産 …定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属(リース資産を除く)設備を除く)については定額法。

・無形固定資産 …ソフトウェア(自社利用)については社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法。それ以外の無形固定資産については定額法。

・リース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ・役員退職慰勞引当金

役員に対する退職慰勞金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- ・総合設立厚生年金基金引当金

子会社1社が加入している西日本電線工業厚生年金基金の積立不足金（平成26年3月31日現在5,993百万円）につき将来の拠出金増加に備え、負担相当額を合理的な方法により見積もっております。

- ・環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理に係る費用の支出に備えるため、その処理費用見積額を計上しております。

- ・製品保証引当金

納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

- ・事業構造改善引当金

電線・ケーブル事業構造改善のため、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

- ・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約取引	外貨建金銭債権等
商品先物取引	原材料

(ハ) ヘッジ方針

為替予約取引、商品先物取引は、社内規定に基づき、ヘッジ対象にかかる為替相場変動リスク及び原材料の価格変動リスクを回避するために行っております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

⑦のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間において均等償却することとしております。

⑧消費税等の会計処理…税抜方式によっております。

⑨連結納税制度の適用…連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が23百万円増加し、利益剰余金が15百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 29,995百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| 従業員の住宅資金等の銀行借入金 | 1百万円 |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 70,156,394株 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成26年5月27日 取 締 役 会	普通株式	318百万円	5円	平成26年3月31日	平成26年6月6日
平成26年10月28日 取 締 役 会	普通株式	318百万円	5円	平成26年9月30日	平成26年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成27年5月26日 取 締 役 会	普通株式	利益剰 余金	446百万円	7円	平成27年 3月31日	平成27年 6月5日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について短期的な預金等や安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するため利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。また、外貨建営業債権は為替相場の変動リスクに晒されているため、主なものは為替予約取引を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券は、主に社債及び取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの資金運用規程に従い、運用規則を定め、半期毎に余資運用の方針の承認を得るとともに計画と実績を報告しております。短期貸付金は、余資運用の一環として実施しているものであり、貸付先の信用リスクを考慮し、安全性と収益性との均衡を図っております。貸付先については信用状況を定期的に把握する体制としています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。長期借入金には主に設備投資に係る資金調達です。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

デリバティブ取引は、外貨建債権等に係る為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、原材料に係る価格変動リスクに対するヘッジを目的とした商品先物取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の(3)⑥(重要なヘッジ会計の方法)に記載しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内管理規程に従って行っており、また、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関及び商社とのみ取引を行っております。

(3) 信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち、46%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれていません。

	連結貸借対照表 計上額(※1) (百万円)	時価(※1) (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	2,029	2,029	—
(2) 受取手形及び売掛金	14,828	14,828	—
(3) 短期貸付金	8,173	8,173	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	646	646	—
(5) 支払手形及び買掛金	(3,929)	(3,929)	—
(6) 長期借入金	(1,296)	(1,299)	△3
(7) デリバティブ取引(※2)	127	127	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(7) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの：商品先物取引の時価については、商社等から提示された価格等に基づき算定しております。

②ヘッジ会計が適用されているもの：商品先物取引の時価については、商社等から提示された価格等に基づき算定しております。なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債権と一体として処理されているため、その時価は当該債権の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額66百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	545円50銭
2. 1株当たり当期純利益	52円52銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月15日

タツタ電線株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 廣田 壽俊 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和田林一毅 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タツタ電線株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タツタ電線株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は見発されていない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月18日

タツタ電線株式会社 監査役会

常勤監査役 平井 洋 行 ㊞

常勤監査役 小笠原 亨 ㊞

監 査 役 吉 濱 浩 一 ㊞

監 査 役 三 浦 貴 彦 ㊞

(注) 常勤監査役小笠原亨、監査役吉濱浩一、監査役三浦貴彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行について）

1. 変更の理由

(1)平成26年6月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による改正後の会社法（以下「改正会社法」という。）が施行されることにより、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となります。

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実を図るという観点から、監査等委員会設置会社へと移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除を行うものであります。

(2)また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することができることとして、定款の一部を変更するものであります。

なお、この変更については、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、17名以内とする。 (新設)	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）は、17名以内とする。 <u>② 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集) 第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によってこれを定める。</p> <p>② 取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(取締役の選任) 第19条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第21条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当会社を代表する取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会の決議によってこれを定める。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長1名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条～34条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員および監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第28条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(常勤監査等委員)</u> <u>第30条 監査等委員会はその決議により、常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人 第35条～第36条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第32条～第33条 (現行どおり)
第7章 計算 第37条～第40条 (条文省略)	第7章 計算 第34条～第37条 (現行どおり)
(新 設) (新 設)	<u>(附則)</u> <u>1 当会社は、第91期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
(新 設)	<u>2 第91期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」が可決されることにより、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、本総会終結の時をもって取締役10名全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	木村政信 (昭和24年11月5日生)	昭和48年4月 日本鉱業株式会社 入社 平成9年4月 株式会社ジャパンエナジー 知多製油所工務部長 平成10年6月 同社 水島製油所副所長 平成13年4月 同社 理事 精製部門エンジニアリングセンター副センター長 (兼) 水島製油所副所長 平成13年6月 同社 理事 精製部門主席 (工務担当) (兼) 精製部門エンジニアリングセンター長 平成15年4月 株式会社ジャパンエナジー (新設分割による新会社) 精製部工務担当部長 平成15年5月 同社 水島製油所副所長 平成16年4月 同社 執行役員 知多製油所長 平成18年4月 同社 執行役員 水島製油所長 平成19年4月 同社 常務執行役員 平成20年4月 当社 顧問 平成20年6月 当社 専務取締役 執行役員 通信・電線部門生産本部長 通信・電線部門管掌 平成22年4月 当社 通信・電線部門生産総括部長 平成22年6月 当社 代表取締役社長 (現在に至る)	72,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
2	との いけ れん た ろ う 外 池 廉 太 郎 (昭和28年9月6日生)	昭和53年4月 日本鉱業株式会社 入社 平成12年4月 日鉱金属株式会社 金属事業部 総括 室長 平成20年4月 同社 執行役員 経営企画部 企画担 当部長 平成22年4月 JXホールディングス株式会社 執行 役員 企画1部長 平成24年6月 同社 取締役 常務執行役員 企画1部管掌 平成26年6月 同社 取締役 常務執行役員 企画1部・企画2部管掌（現 在に至る）	-株
3	み むら こう じ 三 村 弘 治 (昭和28年4月21日生)	昭和51年4月 当社 入社 平成13年4月 当社 システム・エレクトロニクス 事業部 企画管理室長 平成14年4月 タツタシステム・エレクトロニク ス株式会社出向 平成17年6月 当社 執行役員 平成20年1月 当社 福知山工場 副工場長 (兼) 同工場総務部長 平成21年4月 当社 通信・電線部門 企画業務部長 平成21年6月 当社 取締役（現在に至る） 通信・電線部門担当 平成22年4月 当社 東京支店長 通信・電線部門営業総括部電 線営業部長 通信・電線部門営業総括部担 当 平成22年6月 当社 通信電線事業本部 営業総括部 長（現在に至る） (兼) 電線営業部長 (兼) 同部東京営業部長 通信電線事業本部 営業総括部 担当 平成23年7月 当社 通信電線事業本部 営業総括部 東京支店長（現在に至る） 平成24年4月 当社 通信電線事業本部長（現在に 至る） 通信電線事業本部担当 平成24年5月 当社 通信電線事業本部 営業総括部 産業電線営業部長 平成25年6月 当社 常務執行役員（現在に至る） 通信電線事業本部管掌（現在 に至る）	20,980株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
4	にし かわ きよ あき 西 川 清 明 (昭和30年10月20日生)	<p>昭和55年4月 日本鋳業株式会社 入社</p> <p>平成15年10月 日鋳金属加工株式会社 執行役員 倉見工場副工場長</p> <p>平成16年4月 同社 倉見工場長</p> <p>平成18年4月 日鋳金属株式会社 理事</p> <p>平成20年4月 同社 上席参与</p> <p>日鋳金属(蘇州)有限公司 総経理</p> <p>平成23年4月 当社 顧問 海外事業準備室長</p> <p>平成23年6月 当社 取締役(現在に至る) 海外準備室担当 執行役員</p> <p>平成24年4月 当社 通信電線事業本部生産総括部 通信電線事業本部生産総括部 大阪工場長</p> <p>平成24年5月 当社 通信電線事業本部生産総括部 生産管理部長 (兼)同部大阪製造部長 (兼)同部技術部長 (兼)同部改革プロジェクト室 長</p> <p>平成25年1月 当社 通信電線事業本部生産総括部 製造部製造担当部長</p> <p>平成25年6月 当社 常務執行役員(現在に至る) 通信電線事業本部副事業本部 長(現在に至る) (兼)同事業本部 生産総括部 長(現在に至る) (兼)同部 生産管理部長(現 在に至る) 通信電線事業本部管掌(現在 に至る)</p> <p>平成26年7月 当社 技術部門長(現在に至る) (兼)同部門 設備技術部長(現 在に至る) 技術部門管掌(現在に至る)</p>	8,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	<p style="text-align: center;">たか はし やす ひこ 高 橋 靖 彦 (昭和31年1月18日生)</p>	<p>昭和58年4月 当社 入社 平成17年7月 当社 福知山工場 製造部長 平成19年2月 当社 大阪工場 製造部長 平成19年12月 当社 大阪工場長 平成20年6月 当社 執行役員 平成22年4月 当社 研究開発部門長 平成22年6月 当社 取締役（現在に至る） 研究開発部門担当 通信電線事業本部生産総括部 担当 平成23年7月 当社 技術部門長 技術部門 研究開発部長 技術部門担当 平成25年4月 当社 技術部門 知的財産部長 平成25年6月 中国電線工業株式会社取締役（現在 に至る） 常州拓自达恰依納電線有限公司 副 総経理 平成26年6月 常州拓自达恰依納電線有限公司 総 経理（現在に至る）</p>	11,900株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
6	しば た てつ や 柴 田 徹 也 (昭和33年1月30日生)	昭和55年4月 日本鉱業株式会社 入社 平成19年5月 当社 出向 タツタ システム・エレクトロニクス株式会社 経営企画室副室長 平成21年4月 当社 参与 タツタ システム・エレクトロニクス株式会社 経営企画室長 平成21年6月 当社 執行役員 平成22年4月 当社 システム・エレクトロニクス事業本部管理室長 平成22年7月 当社 システム・エレクトロニクス事業本部副事業本部長（現在に至る） 平成23年5月 当社 システム・エレクトロニクス事業本部 新拠点建設プロジェクト室長 平成23年6月 当社 取締役（現在に至る） システム・エレクトロニクス事業本部担当 平成25年6月 当社 常務執行役員（現在に至る） 総務部門管掌（現在に至る） システム・エレクトロニクス事業本部管掌（現在に至る） 総務部門副部門長（現在に至る） 総務部 経理・財務担当部長（現在に至る） 総務部 企画担当部長（現在に至る）	8,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
7	つじ まさと 辻 正 人 (昭和33年3月11日生)	昭和55年4月 日本鉱業株式会社 入社 平成18年4月 当社 出向 通信・電線事業部営業本部 情報 通信営業部 副部長 平成20年6月 当社 通信・電線部門 営業本部 情報 通信営業部長 平成21年4月 当社 参与 平成21年6月 当社 執行役員（現在に至る） 平成23年7月 当社 技術部門 フォトエレクトロニクス プロジェクト室 営業担当 部長 平成24年6月 当社 技術部門 フォトエレクトロニクス プロジェクト室 副室長 平成25年1月 当社 システム・エレクトロニクス 事業本部 管理室 副室長 平成25年4月 当社 タツタテクニカルセンター長 （現在に至る） 平成25年6月 当社 システム・エレクトロニクス 事業本部 管理室長（現在に至る） システム・エレクトロニクス 事業本部担当（現在に至る）	12,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
8	だん じょう よし お 檀 上 芳 郎 (昭和28年1月11日生)	昭和51年4月 当社 入社 平成13年7月 当社 福知山工場 製造部長 平成15年6月 当社 福知山工場長 平成16年4月 当社 執行役員 平成19年12月 当社 通信・電線部門 生産本部生産 総合管理室長 (兼)同室設備技術部長 (兼)同室品質保証部長 (兼)同室T P M推進部長 平成20年6月 当社 取締役(現在に至る) 通信・電線部門 生産本部生産 総合管理室担当 平成21年10月 当社 業務革新推進室長 業務革新推進室担当 平成22年4月 当社 通信・電線事業部門 品質保証 部担当 平成22年6月 当社 通信電線事業本部 生産総括部 担当 通信電線事業本部 生産総括部 長 通信電線事業本部 品質保証部 長 平成23年4月 当社 設備技術部担当 平成23年5月 株式会社タツタ環境分析センター 代表取締役社長(現在に至る) 平成24年4月 当社 通信電線事業本部副事業本部 長 通信電線事業本部担当	12,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
9	やま みち おさむ 山 道 修 (昭和28年6月23日)	昭和47年4月 当社 入社 平成19年12月 当社 通信・電線部門 企画業務部 (生産計画担当) 副部長 平成21年9月 当社 通信・電線部門 生産本部 京 都工場 副工場長 (兼)同工場総務部長 平成22年4月 当社 通信・電線部門 生産総括部 京都工場長 平成23年6月 当社 執行役員 (現在に至る) 平成23年7月 当社 通信電線事業本部 生産総括部 京都製造部長 平成24年5月 当社 通信電線事業本部 生産総括部 審議役 (兼)同本部 営業総括部 業務 部 副部長 平成24年10月 当社 総務部門 総務部 購買担当部 長 平成25年6月 当社 通信電線事業本部 営業総括部 審議役 (兼)同部 業務部長 通信電線事業本部担当 総務部門担当 平成26年4月 当社 機器用電線事業部長 (現在に至 る) 機器用電線事業部担当 (現在 に至る)	5,400株

(注) 当社と取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」が可決されることにより、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	おがさわら とおる 小笠原 亨 (昭和35年3月21日生)	昭和58年4月 共同石油株式会社 入社 平成18年4月 株式会社ジャパンエナジー 営業企画部 上席参事 平成22年7月 JX日鉱日石エネルギー株式会社 総合企画部 副部長 平成24年7月 同社 CSR推進部長 平成26年6月 当社 監査役 (現在に至る)	-株
2	つだ たもん 津田 多聞 (昭和27年12月19日生)	昭和50年4月 株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入社 昭和56年4月 アーサーアンダーセン会計事務所 入所 昭和60年3月 公認会計士登録 平成6年12月 センチュリー監査法人 (現 新日本有限責任監査法人) 社員 平成12年11月 監査法人 太田昭和センチュリー (現 新日本有限責任監査法人) 代表社員 平成20年7月 新日本有限責任監査法人シニアパートナー 平成24年7月 津田公認会計士事務所 代表 (現在に至る) 平成25年6月 当社 監査役 株式会社テクノアソシエ監査役 (現在に至る) 平成26年6月 当社 取締役 (現在に至る) 新田ゼラチン株式会社 監査役 (現在に至る)	-株
3	やす え ひで ゆき 安江 英行 (昭和24年9月3日生)	昭和48年4月 丸紅株式会社 入社 平成4年4月 同社 法務部国際法務第一室長 平成13年4月 同社 法務部長 平成17年4月 同社 執行役員 法務部長 平成19年4月 同社 常務執行役員 リスクマネジメント部・法務部担当役員補佐 平成20年6月 同社 代表取締役常務執行役員 総務部・リスクマネジメント部・法務部担当 平成21年6月 同社 常勤監査役 平成25年6月 同社 常勤監査役 退任 平成26年1月 東京丸の内法律事務所カウンセラー (現在に至る)	-株

- (注) 1. 当社と監査等委員である取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. (1)小笠原亨氏、津田多聞氏および安江英行氏は、いずれも社外取締役候補者です。
- (2)小笠原亨氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、事業会社における企画管理について豊富な経験と高い見識を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断しております。
- (3)津田多聞氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として企業会計監査業務において長年にわたる豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、津田多聞氏は、現在当社の社外取締役であり、本総会時におけるその在任年数は1年です。
- (4)安江英行氏は、事業会社の経営者および監督者としての豊富な経験・実績・見識を有しており、また、米国および英国の弁護士資格を有していることから、当社経営についての的確な提言・助言をいただけるものとして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。
3. 津田多聞氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。同氏は3年前まで当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に所属しておりました。当社と同監査法人の間には、監査報酬等の支払等の取引関係がありますが、その金額は同監査法人の総収入に占める割合が0.1%にも満たない僅少なものです。また、同氏は、平成17年度まで同監査法人において当社の監査業務に携わっていましたが、以後一切当社の監査業務には関わっていないことから、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。
4. 安江英行氏につきましては、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。同氏は現在、東京丸の内法律事務所の所属であり、当社と同事務所の間には顧問契約等の取引関係はないことから、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはなく、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たしております。
5. 当社は、現在津田多聞氏および小笠原亨氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任をご承認いただいた場合は、当該契約を改めて締結する予定であります。また、安江英行氏の選任をご承認いただいた場合は、同様の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、3氏に対する当該契約に基づく賠償の責任の限度は法令が規定する最低責任限度額です。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」が可決されることにより、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めにて代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、「年額3億6,000万円以内」と定めることとさせていただきます。

なお、上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が可決されますと、取締役は9名となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」が可決されることにより、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、「年額5,600万円以内」と定めることとさせていただきます。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以 上

